

令和2年4月30日

臨時休業の延期と臨時休業期間中の対応について（4月30日更新）

新学期の開始時期

1. 臨時休業の延期

- 国の緊急事態宣言が延長された場合には、本校の臨時休業期間を延長する。
- 仮に国の緊急事態宣言が解除された場合であっても、その時点での感染状況を踏まえ、学生の安全・安心を第一に学校再開について別途判断する必要があるので、少なくとも5月7、8日については臨時休業とする。

臨時休業中の対応

1. 直売所等の出張販売の中止

- 出張販売は、学生の授業の一環として実施しているために、臨時休業により学生がいないことから当分の間、中止する。
- 校内の情熱直売所での販売についても、販売品目を確保することが出来なくなったために4月17日から当分の間、中止とする。

2. 就農相談

- 来校しての面談型の就農相談は中止し、電話及びメールでおこなう。